

# 定 款

(令和4年3月28日 改定)

一般財団法人 日本書道美術院

# 一般財団法人 日本書道美術院 定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般財団法人 日本書道美術院と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(従たる事務所)

第 3 条 この法人は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を設置することができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第 4 条 この法人は、日本の書道文化及び書美術の普及向上に関する諸事業を行うと共に、書写、書道教育の振興を図り、もって我が国の書道文化の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 5 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 書道に関する展覧会の開催
- ② 書道に関する講習会・講演会の開催
- ③ 書道に関する調査・研究
- ④ 海外における書道の普及・振興
- ⑤ 機関誌の発行及び書道に関する出版物の刊行
- ⑥ その他目的を達成するために必要な事業

2 前項第2号及び第5号の事業は日本全国において、第1号、第3号及び第4号の事業は本邦及び海外において行う。

## 第3章 資産及び会計

(基本財産)

第 6 条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、

基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業計画及び収支予算)

第 7 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、理事長が作成し、理事会の決議を経て評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、及びその写しを従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 8 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後 3 箇月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時評議員会に提出し、第 1 号から第 3 号の書類についてはその内容を報告し、第 4 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

- ① 事業報告
- ② 事業報告の附属明細書
- ③ 公益目的支出計画実施報告書
- ④ 貸借対照表
- ⑤ 正味財産増減計算書
- ⑥ 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の規定により報告又は承認された書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間及び従たる事務所にその写しを 3 年間備え置くものとする。これらのうち公益目的支出計画実施報告書については、一般の閲覧に供するものとする。

3 定款については、主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

4 貸借対照表は、定時評議員会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(事業年度)

第 9 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

## 第 4 章 評 議 員

(評議員の定数)

第 10 条 この法人には、評議員 15 名以上 25 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議をもって行う。

2 評議員はこの法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。また、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員として権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第13条 評議員に対して、各年度の総額が金120万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

## 第5章 評議員会

(評議員会)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権 限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- ① 評議員の選任及び解任並びに理事及び監事（以下「役員」という。）の選任及び解任
- ② 役員報酬等の額
- ③ 事業計画書及び収支予算書の承認
- ④ 貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書の承認
- ⑤ 定款の変更

- ⑥ 事業の全部又は一部の譲渡
- ⑦ 残余財産の帰属の決定
- ⑧ 基本財産の処分又は除外の承認
- ⑨ その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時評議員会として必要がある場合に開催する。

(招 集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議 長)

第18条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決 議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- ① 監事の解任
- ② 定款の変更
- ③ 基本財産の処分又は除外の承認
- ④ その他法令で定められた事項

- 3 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(決議の省略)

第20条 理事が評議員会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。この場合においては、その手続を第17条第1項の理事会において定めるものとし、

第18条から前条までの規定は適用しない。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長は、前項の議事録に記名押印する。

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間及び従たる事務所にその写しを5年間備え置かなければならない。前条の規定により作成した評議員会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

## 第6章 役員

(役員)

第22条 この法人には、次の役員を置く。

① 理事 10名以上19名以内

② 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とし、必要に応じて、理事長以外の理事のうち、2名以内を副理事長、5名以内を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する代表理事とし、副理事長及び常務理事をもって同法第197条で準用する同法第91条第1項に規定する業務執行理事（代表理事以外の理事であって、理事会の決議により法人の業務を執行する理事として選定されたものをいう。以下同じ。）とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事はこの法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐してこの法人の業務を執行する。

4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務

を分担執行する。

- 5 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。増員により選任された理事の任期は、他の理事の任期の残存期間と同一とする。
- 4 理事又は監事については、再任を妨げない。
- 5 理事又は監事が第22条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- ① 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- ② 心身の故障のため、職務の執行に支障があり又はこれに堪えないとき

(役員報酬等)

第28条 役員に対して、評議員会において定める総額の範囲内で、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

## 第7章 会長、副会長、顧問及び参与

(会長、副会長、顧問及び参与)

第29条 この法人に、会長、副会長各1名、顧問、参与各若干名を置くことができる。

- 2 会長は、理事長経験者の中から、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。
- 3 副会長及び顧問は、学識経験者又はこの法人に功労があつた者の中から、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。
- 4 理事長は、前項の顧問のうち特に必要がある場合は、特別顧問、常任顧問又は名誉顧問を任ずることができる。
- 5 会長、副会長、顧問及び参与は、この法人の運営に関して理事長の諮問がある場合には意見を述べることができる。
- 6 会長、副会長、顧問及び参与の任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。
- 7 会長、副会長、顧問及び参与は無給とする。

## 第8章 理事会

(理事会の設置)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- ① この法人の業務執行の決定
- ② 理事の職務の執行の監督
- ③ 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集するものとする。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長とする。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会の議長となる。

(理事会の決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りでない。
- 3 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。
- 4 前項の規定は、第24条第4項に規定する報告については適用しない。

#### （議事録）

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、代表理事の変更を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。
- 3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。前条第2項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

### 第9章 賛助会員

#### （賛助会員）

第36条 この法人に、賛助会員を置く。賛助会員は、この法人の目的に賛同し、事業を援助する書道家をもって構成する。

- 2 賛助会員についての必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

### 第10章 定款の変更及び解散

#### （定款の変更）

第37条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第4条及び第5条並びに第11条についても適用する。

#### （解 散）

第38条 この法人は、次の事由により解散する。

- ① 基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能
- ② その他法令で定められた事由

(剰余金の処分制限)

第39条 この法人は、剰余金の分配をすることができない。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第11章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第12章 事務局その他

(事務局)

第42条 この法人に事務局を置き、職員の任免は法令で別段の定めがある場合を除き理事長が行う。

2 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

(委任)

第43条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第9条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日

を事業年度の開始日とする。

- 3 第23条の規定にかかわらず、この法人の最初の理事長は飯島春美、  
常務理事は、次に掲げる者とする。  
石田岑子、大谷正男、鬼頭泰夫
- 4 第11条の規定にかかわらず、この法人の最初の評議員は、旧主務官  
庁の認可を受けて理事が定めたところにより、次に掲げる者とする。  
高橋ひでを、大林靖代、飯島恵美子、浅田聖子、岩田里枝子、  
岡部初子、荻原君代、安倍直子、新川 裕、大立百合子、  
佐伯由江、當間きよみ、渡辺貴彦、木村恵美子、佐野裕子、  
大谷奈保江、森 恵子、奥村しずか、葛巻弘道、小林一郎、  
遠矢博義、三富一幸、都筑 操

別表 基本財産〔第6条関係〕

財産種別	場所・数量等
定期預金	みずほ銀行 (神田支店) 金 78,985,000 円
定期預金	三井住友銀行 (神田支店) 金 10,000,000 円
定額貯金	ゆうちょ銀行 金 10,000,000 円

変更決議 平成28年3月28日  
平成28年5月23日  
令和2年4月13日  
令和4年3月28日

上記は、一般財団法人 日本書道美術院の定款に  
相違ありません。

令和4年5月23日

一般財団法人 日本書道美術院

代表理事 大谷正男